

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：都民安全総合対策本部

機関名称	東京都青少年問題協議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	地方青少年問題協議会法第1条、東京都青少年問題協議会条例
設置年月日	1953-10-20
機関の目的・所掌内容	青少年の総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議すること及び関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し、意見を具申する。
委員数	34 名 (うち、女性委員数 13 名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/kai gi/jakunen-shien/seisyokyo/
問い合わせ先	都民安全総合対策本部 総合推進部 若年支援事業課 電話番号：03-5388-3172